

国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第4条第6項及び国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程第14条の規定に基づき、大学院生物システム応用科学府(以下「学府」という。)に置く組織及びその運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(科学府長)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の選挙資格者は、選挙の公示の日において、次の各号に掲げる学府を兼務している者及び第7条第2項に定める学府長が指名する者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(学府副府長)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 学府副府長を<u>1</u>人置き、学府の教育研究評議員をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第4条第6項及び国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程(以下「組織運営規程」という。)第14条の規定に基づき、大学院生物システム応用科学府(以下「学府」という。)に置く組織及びその運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(学府長)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の選挙資格者は、選挙の公示の日において、次の各号に掲げる学府を兼務している者及び第7条第3項に定める学府長が指名する者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(学府副府長)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 学府副府長を<u>2</u>人置き、<u>うち1人</u>は学府の教育研究評議員をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p>	

<p><u>(専修主任)</u> <u>第5条 専攻の専修に、専修主任を置く。</u> <u>2 その他専修主任について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(運営委員会) 第6条 学府に置く運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1)～(4) (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 2 運営委員会は、前項第3号の事項について審議し、<u>決定したときは、教授会に報告するものとする。</u> 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3) (略) <u>(4) 専修主任</u> (5) <u>学務委員会の委員長及び副委員長</u></p>	<p><u>(協力教員)</u> <u>第5条 食料エネルギーシステム科学専攻における研究指導のため、学府兼務教員以外の本学の教員を、学府の協力教員とすることができる。</u> 2 <u>協力教員は、第7条に規定する教授会において、組織運営規程第11条第1項に規定する事項を審議する場合に限り、第7条第3項に規定するその他学府長が指名する者として審議に参画する。</u></p> <p>(運営委員会) 第6条 学府に置く運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1)～(4) (略) <u>(5) 全学計画評価委員会から付託等された事項</u> <u>(6) 学府の自己点検・評価に関する事項</u> <u>(7) 学府教授会に付議すべき事項</u> <u>(8) 緊急に処理を要するため学府教授会で審議するいとまのない案件</u> <u>(9) その他学府長又は運営委員会が必要と認めた事項</u> 2 運営委員会は、前項第3号の事項について審議したときは、<u>その結果を教授会に報告するものとする。</u> 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3) (略) <u>(4) 生物機能システム科学専攻及び食料エネルギーシステム科学専攻から選出された者 3人</u> (削る)</p>	
--	---	--

<p>(6) <u>小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(教授会)</p> <p>第7条 学府に置く教授会(以下「教授会」という。)は、<u>次の各号に掲げる事項を審議する。</u></p> <p>(1) <u>教育課程の編成に関する事項</u></p> <p>(2) <u>学生の入学又は修了その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項</u></p> <p>(3) <u>教育研究評議会から委任された事項</u></p> <p>(4) <u>その他学府の教育又は研究に関する重要事項</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 教授会は、学府を兼務する教授、准教授及び専任講師並びに<u>小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長及びその他学</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(教授会)</p> <p>第7条 学府に置く教授会(以下「教授会」という。)は、<u>組織運営規程第11条第1項及び第2項に規定する事項を審議し、及び学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、<u>次の各号に掲げる事項を審議し、並びに学長及び学府長の求めに応じ、意見を述べることができる。</u></p> <p>(1) <u>学府学生の在籍に関する事項(入学及び課程の修了に関する事項を除く。)</u></p> <p>(2) <u>学府副府長に関する事項</u></p> <p>(3) <u>学府推薦の教育研究評議員に関する事項</u></p> <p>(4) <u>学府に係る規則等の制定及び改廃に関する重要事項</u></p> <p>(5) <u>学府学生の学生生活に関する重要事項</u></p> <p>(6) <u>学府学生の人権、表彰及び懲戒に関する重要事項</u></p> <p>(7) <u>その他学府の教育又は研究に関する重要事項</u></p> <p>3 教授会は、学府を兼務する教授、准教授及び専任講師並びに<u>その他学府長が指名する者をもって組織する。</u></p>	
--	--	--

<p>府長が指名する者をもって組織する。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 教授会は、その構成員(休職中の者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p><u>8</u> 教授会の議事は、別に定めのある事項を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p>	<p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> 教授会は、その構成員(外国出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p><u>9</u> 教授会の議事は、別に定めのある事項を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。<u>ただし、組織運営規程第11条第2項第3号に規定する事項については、3分の2以上の賛成を必要とし、組織運営規程第11条第1項第2号に関する事項については、国立大学法人東京農工大学学位規程第15条第2項に定めるところによる。</u></p> <p><u>10</u> <u>第1項及び第2項の審議事項のうち、教授会があらかじめ指定する事項については、運営委員会にその審議を委任することができる。</u></p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p>	
--	---	--

附 則 (生規則第1号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府教授会規程
 - (2) 国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営委員会規程